

令和元年夏から秋にかけての台風や豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

被災に伴い、年金関係の手続きでお困りのことがありましたら、当共済組合本部年金相談窓口までご連絡をお願いします。また、令和2年分の扶養親族等申告書の再交付のご依頼は、再交付自動受付サービス（年金カレンダーの裏面をご覧ください）もご利用ください。

公立学校共済組合理事長

# 令和元年分の源泉徴収票を送付しました

課税対象の  
退職・老齢年金を  
受給されている  
皆さまへ

当共済組合から老齢厚生年金、退職共済年金、退職年金（減額退職年金・通算退職年金）、船員老齢年金（船員通算老齢年金）を受給されている方には、「雑所得」として所得税が課税されます。このため、本誌と一緒に「令和元年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）をお送りしています。

「源泉徴収票」の見方 **確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。**

支 払 者		住所又は居所		東京都 千代田区 神田駿河台 2-9-5		基礎年金番号		種別-年金証書番号	
9450 - 123456		コウリツ タロウ		昭和 22年11月8日		21 - 12345678			
氏名		公立 太郎							
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額					
法第203条の3第1号適用分		円		円					
法第203条の3第2号適用分		1,814,034		19,094					
法第203条の3第3号適用分		円		円					
法第203条の3第4号適用分		円		円					
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数	
特別障害者		一般		老人		老人		その他	
*				1					
社会保険料の額		給付開始・終了		開始		終了		年 月 日	
円									
氏 名		氏 名 (フリガナ)		区分					
源泉控除対象配偶者		公立 花子		コウリツ ハナコ					
控除対象扶養親族		1 公立 次郎		コウリツ ジロウ					
		2							
16歳未満の扶養親族		1							
		2							
(摘要)								見本	
支 払 者		所 在 地		東京都千代田区神田駿河台 2-9-5		法人番号		8 7 0 0 1 5 0 0 0 3 1 7 9	
名 称		公 立 学 校 共 済 組 合		電話番号		0 3 - 5 2 5 9 - 1 1 2 2			

## 1 区分

法第203条の3第1号適用分		下記の法第203条の3第2号適用分または第3号適用分に記載されている方以外の方
法第203条の3第2号適用分	「扶養親族等申告書」を提出された方	65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けている方
法第203条の3第3号適用分		当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 ・老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・退職年金(年金払い退職給付)
法第203条の3第4号適用分	「扶養親族等申告書」を提出されなかった方 (年間の支給額が課税対象額以下で、提出を要しない方を含まず。)	

※「扶養親族等申告書」とは、令和元年（平成31年）分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を指します。「法」とは、所得税法を指します。

## 2 支払金額

平成31年2月定期支給から令和元年12月定期支給までの年金支払通知書に記載された「一期額」の合計金額です。

源泉徴収税額および社会保険料の額を控除する前の額であるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

### 3 源泉徴収税額

平成31年2月定期支給から令和元年12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。「扶養親族等申告書」を提出された方は、申告内容に基づいた税額計算を行い、徴収しています。

### 4 所得控除の内容

「扶養親族等申告書」で申告いただいた所得控除の内容または人数を表示しています。

**申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。**

### 5 社会保険料の額

市（区）町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「（摘要）」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[「トップページ」](#) → [「年金受給者（待機者）向け手続き」](#) → [「年金Q&A」](#) → [「源泉徴収票について」](#) をクリック 



## 確定申告のご案内

年金では年末調整ができません。年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行ってください。

ただし、**令和元年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。**

右の表に該当する方は、源泉徴収税額がある場合、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。



●年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方

例

- ・生計を同一にしている親族の社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）、生命保険料、地震保険料を支払った
- ・10万円を超える医療費を支払った
- ・扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる など

●扶養親族等申告書を提出しなかった方で、年金以外に収入のない方

●65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、障害基礎年金を併せて受給している方

●老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

●老齢厚生年金の繰下げを希望し、年の途中で老齢厚生年金または退職共済年金の受給権が消滅した方

## ◆ 確定申告情報 ◆

**時期** 令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで

**提出先** 確定申告をする時点での住所地を管轄する税務署

- ・還付申告をされる方は、令和2年1月から相談や申告書の提出が可能です。
- ・税務署の窓口の開庁日時や申告手続きの詳細については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。



### 住民税申告が必要な場合があります

確定申告の必要がない方でも、住民税の計算をするために市（区）町村へ所得等の申告が必要な場合があります。詳細は、令和2年1月1日時点でお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。